

箱根地区水道事業包括委託
(第3期)
業務要求水準書

令和5年5月
神奈川県企業庁

目 次

第1章	基本事項	1
1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業の目的	1
(3)	対象業務及び対象施設	1
(4)	箱根水道センターの営業日及び営業時間	2
2	本事業実施にあたっての留意事項	2
(1)	モニタリングの実施について	2
(2)	実施体制	2
(3)	業務の第三者への発注	3
(4)	秘密の保持及び個人情報の保護	3
(5)	省エネルギーの推進	3
3	関係法令等	3
第2章	業務要求水準	5
1-1	管理業務に係る要求水準	5
(1)	庁舎管理業務	5
(2)	固定資産管理補助業務	5
(3)	県企業庁から提供及び貸与される物品管理業務	5
(4)	広報広聴業務	6
(5)	県企業庁及び外部機関との連絡調整業務	6
(6)	研修業務	6
(7)	営業時間外業務	7
(8)	その他管理業務	7
1-2	運営業務に係る要求水準	8
(1)	受付業務（窓口・電話等）	8
(2)	県企業庁収入金の徴収業務	8
(3)	共同住宅等の上下水道料金に関する手続き業務	9
(4)	量水器点検業務	9
(5)	未納整理業務	9
(6)	検満・故障量水器取替業務	10
1-3	施設関連業務に係る要求水準	11
(1)	水量分析業務	11
(2)	水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務	11
(3)	水質管理業務	12

(4) 自家用電気工作物保守業務.....	13
(5) 工事等業務	13
(6) 給水装置業務	15
(7) 維持管理業務	15
(8) 貯水槽水道に係る業務.....	18
(9) 調査、問合せ対応業務.....	18
(10) お客さま対応業務.....	18
(11) 維持工事用（漏水修理）材料及び専用工具の管理.....	18
1-4 施設更新計画等原案作成提案業務.....	19
(1) 令和11年度～令和15年度の施設更新工事計画案作成業務.....	19
(2) 令和16年度～令和25年度までの施設整備計画の原案作成補助業務.....	19
1-5 危機管理業務に係る要求水準.....	19
(1) 災害発生時の対応.....	19
(2) 災害対策訓練等.....	20
(3) 災害対策用資機材等の管理.....	20
(4) 事故時対応	21
(5) その他の危機管理対応.....	21
1-6 その他の業務.....	22
(1) 立入検査対応	22
(2) 箱根温泉原水供給業務.....	22
(3) 箱根地区水道事業標準業務フローの修正.....	23
2 業務実施に必要な要件.....	24
3 第三者発注可能な業務.....	26
(1) 業務委託従事の証明.....	26
(2) 業務委託従事者証明書の手続きに関する留意事項.....	27
(3) 第三者発注可能な業務一覧.....	27

(別冊)

添付資料1 対象施設、業務実施状況等の実績について

添付資料2 点検業務、工事等業務等の仕様及び業務要求水準について

添付資料3 モニタリングの基本方針について

添付資料4 貸与品等一覧

第1章 基本事項

本業務要求水準書は、神奈川県企業庁（以下「県企業庁」という。）が、「箱根地区水道事業包括委託（第3期）」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、委託する業務内容、業務実施に必要な要件等及び受注者が満たすべき業務の水準を示すものである。

1 事業概要

（1）事業名称

「箱根地区水道事業包括委託（第3期）」

（2）事業の目的

企業庁は、国内水道事業者が抱える水道料金の減収、施設更新費用の増大、職員不足などの事業運営上の課題を解決する方策の一つとするため、箱根地区水道事業包括委託（第1期：平成26年度～平成30年度、第2期：令和元年度～令和5年度）を実施し、「公民連携かながわモデル」の構築に取り組んできた。

第1期では、受注者が水道事業運営のノウハウを適切に習得し、業務が滞りなく実施されていることやICT技術の活用などの民間ノウハウも発揮されていることが確認され、公民連携モデルの基盤を構築した。

第2期では、業務モニタリングの効率化や、委託期間内における工事の実施時期等の自由度を拡大するなどして、中小水道事業者が導入しやすい汎用性のある公民連携モデルの構築に取り組んだ。

第3期である本事業では、第1期、第2期を通じて、受注者による事業運営が安定的かつ効率的に行われていることから、箱根地区水道事業は、引続き包括委託とし、構築した「公民連携かながわモデル」の本格運用を行う。

（3）対象業務及び対象施設

本事業の対象業務及び対象施設は、「第2章 業務要求水準」及び「添付資料」に記載のとおりである。

業務内容については標準業務フローを参照すること。また、（※）原則として、県企業庁の仕様に基づき、安心・安全・安定的に、地域のお客さまに配慮し、実施するものとするが、仕様書の主旨、意図を理解した上で、委託期間中において、受注者の創意工夫等により、同等以上の水準の確保を前提とした業務の改善提案があった場合には、協議の上取り入れることも可能とする。

（※）「原則として」とは、法令や基準等遵守すべき事項を除いて創意工夫による業務改善を期待するものであり、仕様通りを行うことを期待するものではない。第2章における記載も同様。

なお、受注者は、各業務の実施にあたり、合理的な説明が可能となるよう長期的視点をもって業務に努めるとともに、様々な政策課題（SDGs・労働環境の改善等）への対応・貢献や地域社会・上下水道の持続可能性の向上に向けた取り組みを積極的に実施すること。

（４）箱根水道センターの営業日及び営業時間

本事業における箱根水道センターの営業日及び営業時間は、県企業庁水道営業所の営業日及び営業時間とする。

なお、令和５年４月時点の営業日及び営業時間は次のとおり。

ア 営業日

土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）、年末年始（12月29日から1月3日）を除く日

イ 営業時間

午前８時３０分から午後５時１５分

２ 本事業実施にあたっての留意事項

（１）モニタリングの実施について

添付資料３により適切に実施すること。

（２）実施体制

配置するもの	配置要件
統括責任者	包括委託業務の全般の管理
受託水道業務技術管理者	水道法（昭和32年法律第177号、その後の改正を含む。）第24条の3
電気主任技術者	電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含む。）第43条
各業務実施に必要な人員	業務要求水準等を参照の上必要な人員を配置すること

本事業は、水道法上の責任を含め施設の維持管理を包括的に受注者に委託するものであり、受注者は、自ら実施する業務と第三者に発注する業務についてそれぞれ業務履行上必要な有資格者及び業務責任者を配置するなど、お客さまが安全で安心して飲める水道水を安定して供給できる体制を確立すること。

また、緊急時における迅速な対応、きめ細かなサービス提供を図るために地域人材の活用を努めること。

(3) 業務の第三者への発注

受注者は、本事業を実施するにあたり、原則として受注者及び構成事業者が直接業務を行うこととする。なお、業務の一部を第三者（受注者を構成する事業者以外）に発注して実施することができる。発注にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 第三者発注が可能な業務

第三者に発注できる業務については、第2章3に示す。

イ 第三者発注にあたっての留意事項

(ア) 工事等の発注においては、緊急時における迅速な対応及び、きめ細かなサービスの提供を図るため、地元企業（本事業の給水区域内、箱根町内、又は県内の企業）への発注に努めること。

(イ) 県企業庁と調整し、優良工事施工業者及び社会貢献企業を対象とする工事の発注に配慮すること。

(4) 秘密の保持及び個人情報の保護

受注者は、本事業実施の際に知り得た業務上の情報等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護の重要性を認識し、神奈川県個人情報保護条例を遵守し、この事業実施にあたり知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。

なお、このことについては、事業終了後も同様に対応する。

受注者は、本業務実施にあたっては、「神奈川県情報セキュリティポリシー」を遵守し、必要な情報セキュリティ対策をとること。

(5) 省エネルギーの推進

受注者は、県の節電対策に基づき、使用電力の抑制に努めること。また、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号、その後の改正を含む。）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号、その後の改正を含む。）に基づき、省エネルギーを推進すること。

3 関係法令等

受注者は、本事業を実施するにあたり、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号、その後の改正を含む。）その他次の例示を含め関係法令等を遵守しなければならない。

○主な遵守する関係法令（その後の改正を含む。）

水道法（昭和32年法律第177号）

下水道法（昭和33年法律第79号）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
地球温暖化対策の促進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）

ただし、法令以外の基準、規定、仕様、マニュアル等の内容については、必要に応じ県企業庁と受注者において協議を行う。

第2章 業務要求水準

1-1 管理業務に係る要求水準

次に掲げる業務の実施にあたっては、県企業庁と協議の上、県営水道事業及び箱根近隣の行政機関等と協調し、適切な実施体制で臨むこととする。

(1) 庁舎管理業務

箱根水道センターは、お客さま等外部の人が出入りする施設であることを十分認識し、庁舎及び敷地内の安全管理及び環境整備を徹底すること。なお、庁舎等の設備に関する維持管理業務及び清掃業務については、原則として県企業庁の仕様にに基づき業務を実施すること。

また、防犯及び防災等についても体制を整備し、適正な管理に努めること。

【主な業務】

- 建屋及び付属物に関する保守及び修繕
- 庁舎運営に係る経費の支払
- 清掃業務
- 防犯及び防災等に関する事務

(2) 固定資産管理補助業務

県企業庁が箱根地区で所有する固定資産について、「神奈川県公営企業固定資産管理規程」を遵守し、適正に管理すること。

なお、同規程に明記されている「固定資産計理主任」及び「固定資産管理主任」は、引き続き県企業庁が担当する。

【主な業務】

- 所有固定資産の管理全般に関する事務の補助
- 工事等に伴う固定資産の取得及び処分に関する事務の補助
- 所有固定資産の第三者への貸付又は使用許可及び第三者からの借上に係る事務の補助
- 土地境界確認事務の補助

(3) 県企業庁から提供及び貸与される物品管理業務

県企業庁から貸与される物品は、添付資料4のとおり。貸与された物品については、適切な管理の下で使用すること。また、使用状況について、県企業庁から報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

なお、貸与物品について、受注者の責に帰すべき事由により破損又は滅失した場合は、受注者の負担により原状回復又は購入すること。

経年劣化等の理由により受注者の責に帰さない事由による故障等については、受注者側の申請に基づき、県企業庁が承認したものに限り調達する。

その他、主な提供物品は、県企業庁指定印刷物（領収書、再発行用上下水道料金納入通知書、パンフレット等）等がある。

（４）広報広聴業務

県企業庁が実施する広報広聴業務について、箱根地区分の対応及びとりまとめ等に関する業務を行うこと。

箱根町内で国、地方公共団体等が主催するイベントへの参加要請を受けた場合は、県企業庁と協議の上対応すること。

本包括委託の普及に向けたセミナー開催等の情報発信や中小規模水道事業体等の要望に応じて業務協力を行うこと。

【主な業務】

- 窓口、電話等に寄せられたお客さまからのご意見等への対応
- 水道学習講座（一般向け）・水道教室（小学生向け）の受付及び実施（対応は、県企業庁が定める取扱いに従うこと。）
- 施設見学に関する対応
- 箱根地区で開催されるイベント等への参加及び支援

（５）県企業庁及び外部機関との連絡調整業務

県企業庁からの指示による会議への出席、添付資料1「4 県企業庁との連絡調整業務」に掲げる報告、各種調査への回答及び資料作成については、遅滞なく適切に対応すること。

また、外部機関から直接、会議への出席や各種調査等の依頼が来た場合は、県企業庁と調整の上、適切に対応すること。

（６）研修業務

受注者は、業務従事者を必要な研修等に参加させ、能力向上に努めること。また、法令で定められた資格等に関する研修の受講に漏れがないよう留意すること。受講に係る費用は、受注者の負担とする。

なお、県企業庁が実施する研修のうち、指定する研修について、受注者は、職員を受講させること。

また、県企業庁が自らの職員に対して、本事業に関する研修を実施する際には、受注

者は事業の説明や現地見学の調整等において、可能な限り協力すること。

(7) 営業時間外業務

【対象期間】

- 平日夜間（午後5時15分～午前8時30分）、土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）及び年末年始（12月29日～1月3日）

【主な業務】

- 通報に基づく漏水修理の手配
- お客さま対応（電話、窓口）
- 上下水道料金支払いの受付（領収書発行を含む。）
※窓口収納は原則廃止。やむを得ない事情によるもののみ収納する。
- 給水停止措置の解除手続き
※営業時間外の開栓は原則行わない。やむを得ない事情によるもののみ開栓する。
- 量水器取付業務
※取外し休止中の水栓に新規使用者が入った場合の対応

(8) その他管理業務

【主な業務】

- 現金等貴重品・鍵の保管
- 金庫の管理
- 文書の整理保管
- その他所内管理事務

1-2 運營業務に係る要求水準

次に掲げる業務の実施にあたっては、対象業務を十分理解し、適切な実施体制で臨むこととし、その具体的手法は受注者自らが積極的に創意工夫を発揮し、培ってきたノウハウを活用したものとする。

また、受注者は水道事業等の公益性を認識し、お客さま等に対して不安を与えることのないよう、十分配慮すること。

(1) 受付業務（窓口・電話等）

営業日の営業時間内において、次の業務を速やかに遂行し、必要に応じて書類を作成、県企業庁等へ報告すること。「神奈川県営水道お客さまコールセンター」及び「電子申請・届出システム」を経由して受け付けた問合せ等についても、同様に対応すること。

なお、作成書類及び報告頻度については添付資料1のとおりとする。

【主な業務】

- 水道使用開始・休止受付業務
- 給水装置工事関係事務処理業務
- 給水装置工事事業者の指定等に関する手続き業務
- 上下水道料金減免に係る手続き業務（申請の受付、関係機関への照会など）
- 給水装置所有者変更に係る業務
- 使用者からの相談・問合せ等への対応業務
- その他、受付業務に係る附帯業務

(2) 県企業庁収入金の徴収業務

受注者は、県企業庁の取扱いに基づいて収入金の算定及び必要書類の作成等を行い、県企業庁の承認を受けた後にお客さま等へ請求等を行うこと。なお、納入通知書の発行は、上下水道料金の再発行分及び分納を除いて県企業庁が行う。

箱根水道センター窓口等で収納した全ての収入金は、一日分を集計した後、速やかに県企業庁の指定振込口座に振り込むこと。

【主な業務】

- 上下水道料金等の窓口収納
（対象となる収入）
 - 上下水道料金、水道利用加入金、給水装置工事審査手数料、給水装置工事検査手数料、給水装置工事道路復旧収益、給水装置工事事業者指定申請手数料、給水装置工事事業者指定票再交付手数料、行政文書複写代等
- 使用水量の認定・更正に係る事務の補助

- 給水装置工事に係る収入の減免に係る事務の補助
- 上下水道料金の還付に係る事務の補助（お客さまへの通知事務補助、窓口での返金など）
- 給水装置工事に係る収入の還付に係る事務の補助
- 水道利用加入金、審査手数料、検査手数料、固定資産使用料等各種納入通知書発送業務
- 配水管等き損損害賠償金に係る事務の補助（賠償金額の算定、相手方への連絡など）

（３）共同住宅等の上下水道料金に関する手続き業務

共同住宅及び住宅部分を有する建物について、建物所有者等からの申請に基づいて各戸検針や料金適用の取扱い等の手続きを行う。

なお、手続きは、県企業庁が定める取扱いに基づくこと。

【主な業務】

- 各戸検針の適用及び取消に関する手続き
- 料金適用の取扱いの適用及び取消に関する手続き

（４）量水器点検業務

業務の実施にあたっては、原則として県企業庁の仕様に基づくこと。なお、通常点検業務については、原則として受託前の検針スケジュールを引継ぐこと。

当該業務で使用するシステムに関する器材（端末機器等）は、県企業庁が貸与するものを使用すること。

【主な業務】

- 通常点検業務
- 引越し精算点検業務
- その他、量水器点検業務に係る附帯業務（地域見守り活動など）

（５）未納整理業務

未納整理業務の対象は、箱根地区水道事業において督促状の納期限から２週間を経過して未収金となっている上下水道料金を対象とする。業務の実施にあたっては、原則として県企業庁の仕様（添付資料２「３（３）８－５ 量水器点検等業務委託仕様書」）に基づくこと。

なお、県企業庁に対する作成書類及び報告については添付資料１に従うこと。

当該業務で使用するシステムに関する器材（端末機器等）は、県企業庁が貸与するも

のを使用すること。

【主な業務】

- 給水停止通知書発送業務
- 現地訪問・電話等によるお客さまとの交渉及び収納業務
- 給水停止（閉栓）執行及び未収金収納確認後の開栓業務
- その他、未納整理業務に係る附帯業務

（６）検満・故障量水器取替業務

計量法（平成４年法律第５１号、その後の改正を含む。）に基づき検定有効期間（８年）を満了する水道メータの計画交換を行うとともに、水道メータ故障等の報告を受けた場合には、現地確認または取替作業など、速やかに対応すること。業務の実施にあたっては、原則として県企業庁の仕様に基づくこと。

1-3 施設関連業務に係る要求水準

水源、浄水場、ポンプ所、配水池、送配水管路などの水道施設を年間を通じて24時間適切かつ効率的に維持管理すること。また、給水装置工事が神奈川県県営上水道条例に基づき適切に施行されるように管理監督を行うことにより、水道水の水量水圧を確保するとともに、水源から給水栓までのきめ細かな水質管理を行い、常時安定した安全で安心な水道水を供給すること。

(1) 水量分析業務

浄水場からの送水量、各配水池からの配水量、有収水量を分析し、有収水量、無収水量を管理して、地下漏水の早期発見、修理に努め、無効率の低減化に努めること。

併せて、箱根地区は観光地という地域特性があるため、観光地特有の水需要の動向の把握に努めること。

【主な業務】

- 最低配水量調査
- 夏期配水量一斉検針
- 夏期水圧測定及び報告
- 有収・無収水量報告
- 水源別湧水量の調査報告（月別）

(2) 水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務

水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務を、年間を通じて24時間行うこと。

水需要に応じて、浄水場、ポンプ所、配水池等の必要な設備・機械を適切かつ効率的に運転し、取水量・送水量を調整して安定した水量と水圧を確保すること。

なお、施設の運転監視制御にあたっては、集中監視室内に常時2名以上を配置することの他、原則として、県企業庁の仕様（添付資料2「3（3）8-3 箱根水道施設運転管理業委託仕様書」）に基づき業務を実施すること。

【主な業務】

- 水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務（集中監視室内）
- 揚水ポンプ（上水）運転監視制御
- 原水ポンプ（ポンプ所等にある温泉供給用原水ポンプ）運転監視制御
- 配水池等の水位監視及び記録
- 薬品注入設備の運転監視
- 膜ろ過設備の運転監視

- 紫外線処理設備の運転監視
- 各水源の濁度の監視
- 逆流弁、電動弁等の監視制御
- その他配水量の入力
- 変更記録等の記入
- データベースの作成
- 日報・月報類の出力
- 現場作業（定期巡回、薬品類の補給、薬品類の在庫管理、原水メータ検針）
- 緊急時・災害時の対応
- 配水系統の切替や断水時における水運用変更計画の策定
- 送水量報告（毎日）
- 月別取送水量報告
- 月別配水量報告

（３）水質管理業務

以下のとおり水質管理業務を行い、水質基準に適合した水道水の供給に万全を期すること。なお、業務の詳細については、添付資料２「３（３）８-16 水質検査業務委託仕様書」を参照すること。

ア 水質検査計画

県企業庁と協議の上、給水栓及び水道施設に関する定期及び臨時の水質検査について、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号、その後の改正を含む。）第 15 条第 6 項の規定に基づく「水質検査計画」を策定すること。

また、初年度における検査項目、検査頻度、検査地点、検査方法及び定量下限値については、添付資料 1 のとおりとする。ただし、水質基準等の見直しが行われた場合はこの限りではない。

イ 水質検査

水質検査計画に基づき水質検査を行うこと。

なお、一部の測定、採水及び運搬は、「エ 水質管理業務の範囲」のとおり県企業庁が行い、詳細は添付資料 2 のとおりとする。

ウ 水安全計画

県企業庁と協議の上、水源から給水栓までの水安全計画を策定し、運用すること。

エ 水質管理業務の範囲

業務内容		受注者	県企業庁	
水質検査計画の策定		○		
水質検査	給水栓の定期及び臨時の検査	—	—	
	1日1回以上行う3項目の検査※ ¹	○		
	概ね1月に1回行う 水質基準等の検査※ ²	採水及び運搬	○	○
		測定		○
	お客様の請求による検査※ ³	採水及び運搬	○	
		測定		○
水道施設の定期及び臨時の検査		○		
水安全計画の策定及び運用		○		

※1 水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定に基づく

※2 水道法施行規則第15条第1項第1号ロの規定及び平成15年10月10日厚生労働省健康局水道課長通知健水発第1010001号に基づく

※3 水道法第18条第2項の規定に基づく

(4) 自家用電気工作物保守業務

「みなし設置者」として、電気事業法第39条第1項（電気工作物の技術基準適合維持）の義務を果たすこと。

また、別に策定する箱根地区水道事業用自家用電気工作物保安規程に基づき、箱根水道センターほか計11箇所の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保すること。

【主な業務】

- 自家用電気工作物の技術基準適合維持
- 保安規程の届出
- 電気主任技術者の選任
- 報告徴収の対応
- 立入検査の対応
- 事故報告

(5) 工事等業務

ア 計画修繕工事・施設更新工事等に関する特記事項

添付資料2に示す施設の修繕・機能維持・更新などの工事について、現場調整、設計、施工、地元調整、現場管理、品質管理、工程管理、安全管理、出来高管理を実施すること。また、添付資料2に示す点検等業務を実施すること。なお、工事の施工、点検等業

務は第三者に発注できることとするが、その際には県企業庁の基準に基づいて、工事監督及び検査を実施すること。

工事等実施個所は県企業庁が提示した工事等の中から、諸般の事情（道路の交通事情、箱根町の催事や季節性等）を勘案して工事等施工個所の効率的な実施計画を立案し、県企業庁と協議の上、前年度の夏頃までに決定すること。

なお、添付資料 2 に記載の無い委託期間後半（令和 11 年度から令和 15 年度）で行う施設更新工事等については、1－4 の（1）の業務で策定した施設更新計画に基づき、受注者が施設更新工事等を実施すること。

業務の実施にあたっては、次の例示を含め関係基準等に基づくこと。

神奈川県土木工事施工管理基準書
水道工事標準仕様書（県企業庁）
電気・機械工事標準仕様書（県企業庁）
電気・機械工事標準積算基準書（県企業庁）
電子情報技術産業協会規格（JEITA）
日本電線工業会（JCMA）
電気技術規程（JEAC8001）
内線規程
水道施設設計指針（日本水道協会）
水道維持管理指針（日本水道協会）
水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
その他関係法令規則・規格等

イ 管工事に関する特記事項

管工事においては県企業庁の「管路情報システム」、「鉛管使用状況管理システム」を使用してデータを処理すること。

ウ 配水池耐震化業務に関する特記事項

添付資料 2 に示す施設が必要な耐震性能を獲得するための詳細設計及び対策工事（以下耐震化工事とする）を、県企業庁の指定する方法によって実施すること。

耐震化工事の工法は、添付資料 2 に示す耐震診断及び対策工法の検討結果、及び、県企業庁が他の配水池に対して実施した耐震診断及び対策工事の仕様に準拠すること。ただし、県企業庁により追加検討の指示が行われる可能性がある点に留意すること。

一連の耐震化に関わる費用のうち、詳細設計に要する費用を価格提案に盛り込むこと。

県企業庁が耐震診断及び対策工法の追加検討を指示した場合、その作業に要した費用については、別途算出し、90%を乗じた額を上限として負担する。

(6) 給水装置業務

「給水装置工事設計施行基準・解説（県企業庁）」に基づき実施するとともに、県企業庁の「給水装置工事管理システム」に入力すること。

【主な業務】

- 給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書（第13号様式）（以下「申請書」という。）の受領、登録、審査、受付、検査及び精算（給水装置工事管理システムによる）並びに給水装置工事サポートシステムへの登録。
- 事前協議、窓口相談
- 占用掘削申請書の作成・提出（国県町林道、私道、河川、水路等）
- 給水管閉塞（撤去）工事の調査、設計、施工
- 給水装置工事件数、直結増圧式給水の完成件数、給水装置工事に係る情報請求件数等の報告事務
- 管路情報システム、受水槽管理支援システム及び鉛管使用状況管理システムへの登録・修正、給水装置工事申込書の整理保管
- 配水管布設・改良促進工事に関する協議から施工までの業務
- 特別給水装置工事に関する協議から施工までの業務

(7) 維持管理業務

ア 修繕・維持工事

水道施設（水源、浄水場、管路施設、電気機械施設、その他施設等）の機能を維持するため、適切かつ効率的な修繕・維持工事を実施すること。

漏水修理等にあたっては、年間を通じて24時間にわたり対応するとともに、原則として県企業庁の仕様に基づくこととし、修理状況等を県企業庁の「漏水修理等工事管理システム」、「鉛管管理状況管理システム」及び「管路情報システム」に入力すること。設備関係等にあつては、修理状況等を県企業庁の「水道施設台帳システム」に入力すること。

【主な業務】

《送配水施設等（土木施設等）に関するもの》

- 送配水管及び給水管の漏水調査及び漏水修理等の維持管理
- 漏水通報等に伴う緊急時対応
- 依頼による水道管の切回し工事

- 管路及び付帯設備、その他土木施設、建物等の維持管理、小破修繕
- 空気弁等点検整備工事
 - 《電気及び機械施設に関するもの》
 - 電気機械設備の維持管理（保安規程に基づく維持管理）
 - 電気機械設備の不具合調査、事故・故障等の緊急時対応
 - 電気機械設備の巡視、定期点検（保安規程に基づく点検）

イ 配水池健全度診断

配水池の清掃時に、県企業庁の「配水池健全度診断マニュアル」を用いた簡易診断を実施するとともに、その結果を発注者（平塚水道営業所）に報告すること。

簡易診断の結果、受注者は、補修が必要と認められる場合、工法の提案等を行い発注者（平塚水道営業所）と協議を行うことができる。発注者（平塚水道営業所）は受注者からあった提案の内容について修繕等が必要と認められる場合、受注者に修繕等の実施を依頼することができる。

ウ 薬品管理

浄水処理等に使用する次亜塩素酸ナトリウム、水酸化カルシウム（消石灰）、チオ硫酸ナトリウムを添付資料2「3（3）8-4薬品の仕様及び評価試験」に基づき調達するとともに、適切な管理を行うこと。

ただし、「水道施設の技術的基準を定める省令（厚生労働省）」の見直しが行われた場合は、この限りではない。

【主な業務】

- 使用計画策定
- 調達
- 在庫管理
- 受入搬入立会
- 薬品の補充
- 薬品類の評価試験
- 品質管理

エ 施設巡回・点検

管内の水道施設の保守管理及び管内におけるテロ事件発生に係る対応をとるため、原則として県企業庁の仕様に基づくこととし、施設巡回、点検、施錠等の確認を実施し、必要な報告を行うこと。なお、当該業務の実施にあたり、受注者は警備業法の認定を受けること。

【主な業務】

- 水道施設（水源・浄水場・配水池・ポンプ所・管路等）の巡視点検
- 配水量測定
- 定期点検の計画及び報告書作成
- 電気機械設備、その他諸施設の各種巡視点検
- 水源別湧水量測定

オ 図面等の管理・更新

水道施設の維持管理に必要な各種図面、完成図書、各種台帳類、各種帳票類の管理、データ更新を行うこと。

【主な業務】

- 竣工図の管理
- 管網図（1/10000、1/1500）の管理
- 配水系統図の管理
- 施設概要図の管理
- 給水台帳の管理
- 水管橋台帳の管理
- 道路占用台帳の管理
- 電気機械設備の完成図書（図面、仕様、試験成績書、取扱説明書等）の管理
- 電気機械設備台帳の管理
- 点検報告書の管理
- 設備の操作・点検・維持管理マニュアルの更新

カ システムデータ管理・更新

業務に使用する工務系情報システム及び水道施設台帳システムのデータ管理、データ更新、報告等を行うこと。

【主な業務】

- 管路情報システム関連業務
- 給水装置工事管理システム関連業務
- 鉛管使用状況管理システム関連業務
- 漏水修理等工事管理システム関連業務
- 受水槽管理支援システム関連業務

(8) 貯水槽水道に係る業務

神奈川県県営上水道条例第 52 条の 2 に規定する貯水槽水道に関する管理者の責務等に係る対応をとること。

【主な業務】

- 貯水槽水道適正管理推進業務

(9) 調査、問合せ対応業務

県企業庁、その他関係機関（国、県、町、他事業者等）からの施設管理に関する調査や問合せ調整等に対応すること。なお、その他関係機関からの調整などに関しては、県企業庁と情報共有を図ること。

【主な業務】

- 調査等への対応
- 許認可申請書類の作成・提出
- 埋設管調査
- 工事等施工照会等の対応
- 切回工事調整
- その他関係機関からの調整等

(10) お客さま対応業務

お客さまからの問合せ等に適切に対応すること。

【主な業務】

- お客さまからの問合せ、相談、陳情等の処理報告
- お客さまの請求による水質検査

(11) 維持工事中（漏水修理）材料及び専用工具の管理

貸与品物品一覧以外の物品等については、業務の実施に必要なものについて受注者が自ら調達するとともに、業務に支障が無いよう適正に管理を行うこと。

1-4 施設更新計画等原案作成提案業務

次に掲げる業務の実施にあたっては、企業庁の策定する水道施設整備計画、神奈川県営水道施設耐震化基本計画等に基づき、受注者が令和6年度以降の本委託業務で把握している各施設の状況などを十分に考慮した上で実施すること。

(1) 令和11年度～令和15年度の施設更新工事計画案作成業務

受注者は、委託期間6年目以降（令和11年度～令和15年度）の施設更新工事計画の原案について、県企業庁が別途通知する期日までに提出し、承認を得なければならない。

また、受注者は、県企業庁の承認を受けた施設更新工事計画に基づき、県企業庁と本委託の施設更新に係る変更契約を締結し、委託期間後半（令和11年度～令和15年度）の施設更新工事等を実施しなければならない。

(2) 令和16年度～令和25年度までの施設整備計画の原案作成補助業務

令和16年度以降10年間の施設整備計画の原案作成など、将来計画に関する企画、立案などの補助業務を行うこと。原案作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月 厚生労働省健康局水道課)」を参考にした長期更新需要(原則としてタイプ4)の算定を行い、基礎資料を作成すること。

1-5 危機管理業務に係る要求水準

地震、風水害、事故等危機管理事象が発生した際には、受注者は県企業庁の指揮命令系統下におかれるものとし、県企業庁が定める危機管理、災害対策及び事故対応等に関するマニュアル、計画等に基づく危機管理業務を行うとともに、これに必要な体制の整備及び事前の対策を講じること。

(1) 災害発生時の対応

災害が発生した場合においては、次に掲げる県企業庁の災害対策計画に基づき、必要な対策を講じること。

- 企業庁災害対策計画
- 水道施設地震災害対策計画
- 水道施設風水害等災害対策計画
- 水道施設火山災害対策計画
- 企業庁放射能災害対策計画
- 勤務時間外及び休日における職員配備計画作成基準

なお、箱根地区内の災害時の対応については通常業務と同様に、企業庁災害対策計画及び受注者が策定する箱根地区水道事業に係る災害対策計画に基づき、受注者が責任

をもって対応することを前提とする。

ただし、県企業庁から配備体制や応急対策について特段の指示があった場合はこれに従うこと。

また、被害の規模により箱根水道センター管内の応急対策を実施する上で、県企業庁の他の水道営業所対策本部からの応援が必要な場合は、応援を受けることができるものとし、県企業庁の他の水道営業所管内に被害が生じた場合で、応援要請を受けた場合は、できる限り要請に応じるものとする。

なお、災害時の相互の応援に係る経費については県企業庁が負担するものとする。

【主な業務】

- 緊急参集
- 初動対応
- 施設巡視
- 被害状況調査及び報告
- 応急復旧に係る業務
- 応急給水の支援に係る業務
- 管路情報システム（災害対策機能）を使用したデータ処理

（２）災害対策訓練等

受注者は、県企業庁の一組織として、（１）に記載する災害対策計画に基づき、県企業庁が実施する災害対策訓練に参加すること。

また、災害時における箱根町との連携を図るため、定期会議を年１回以上行うとともに、毎年、箱根町との合同訓練を実施すること。

さらに、災害時等における協力に関する協定等を締結する事業者等との合同訓練を行うこと。

上記の定期会議及び合同訓練を実施した際には、その結果を県企業庁に報告すること。

（３）災害対策用資機材等の管理

加圧式給水車など県企業庁が受注者に貸与する応急給水資機材については、これを適切に管理し、受注者の責に帰すべき事由により原状回復が必要な場合には、受注者が速やかにこれを行うものとする。

また、災害発生時に災害用備蓄材などの企業庁が所有する財産を使用する場合には指示を仰ぐこと。

なお、緊急時等において、県企業庁は貸与した災害対策用資機材等を使用する場合がある。

(4) 事故時対応

事故等が発生した場合においては、適切な初動体制をとり、県民等の生命、身体及び財産を守ることを。

また、情報の収集、応急対策、報告、県民への情報提供等「神奈川県企業庁危機管理マニュアル」に基づく対策をとるとともに、県企業庁の指示により報告を行うこと。

(5) その他の危機管理対応

「神奈川県企業庁危機管理マニュアル」において定義する危機事象で災害時又は事故以外の事象に係る対応については、県企業庁の指示のもと、必要な対応を図るものとする。

1-6 その他の業務

その他次に掲げる業務を行うこと。

(1) 立入検査対応

水道法第39条第1項に基づいて水道事業認可権者（神奈川県知事）による立入検査が実施された場合には、事前の自己点検、関係書類の準備等、円滑に検査が実施されるよう対応すること。

(2) 箱根温泉原水供給業務

ア 箱根温泉原水供給の水準

箱根温泉供給株式会社と県企業庁との間で締結している「原水揚水契約書」の規定に従うこと。県企業庁への報告事項については添付資料1のとおりとする。

イ 箱根温泉原水供給の内容

受注者は、箱根町仙石原イタリー地内にある貯水池の水を、イタリーポンプ所構内の原水用ポンプ井から箱根温泉供給株式会社の大涌谷地内にある第3貯水槽入口に設けた揚水管の末端まで揚水すること。

(ア) 揚水経路

- ①イタリー地内貯水池※ ⇒ ②イタリーポンプ所構内原水用ポンプ井 ⇒
③高原ポンプ所構内原水用ポンプ ⇒ ④温泉荘ポンプ所構内原水用ポンプ ⇒
⑤大涌谷低区ポンプ所構内原水用ポンプ ⇒ ⑥大涌谷地内第3貯水槽※

※箱根温泉供給(株)が所有のため、本事業の対象外。

(イ) 揚水施設概要

揚水管 : φ300mm 全長2,903m
揚水ポンプ : 12台 (3台×4ポンプ所)
電気設備・制御設備一式

(ウ) 1日最大揚水量

5,000m³

ウ 箱根温泉原水供給設備の更新等に係る留意事項について

箱根温泉供給株式会社に関する設備については、その更新等に係る費用は、箱根温泉供給株式会社が負担することから、設備更新を実施する際には企業庁と箱根温泉供給株式会社との間で事前協議のうえ、箱根温泉供給株式会社が協議内容に承諾後に受注者は、更新工事に着手すること。

(3) 箱根地区水道事業標準業務フローの修正

受注者が習得した水道事業運営のノウハウを体系だてて整理し、今後の水道事業の発展を図るため、水道事業の標準業務フローを必要に応じて修正すること。

以下を基本項目とし、実際に事業を実施する中で必要と考えられる項目については、県企業庁と受注者の協議により決定する。

【基本項目】

- 業務名
- 業務の流れ（毎日、毎月、年度等業務に応じて複数記載）
- 業務実施上の留意点
- 業務実施上の確認事項、確認手段
- 帳票類の作成
- 発生しうる事象とその頻度
- 発生しうる事象に関する対応方法、必要な体制
- 実施期間における業務上の問題点
- 関連資料（基準書、仕様書等）

2 業務実施に必要な要件

業務区分	必要とする要件	要件を備える必要がある者	要件確認時期
量水器点検業務	<p>業務責任者は業務履行時において次のいずれかの実務経験を有する者であること。(ア)及び(イ)については見込みを含む。)</p> <p>(ア) 神奈川県企業庁を含む水道事業体の給水戸数5千戸以上の事務所または箱根水道センターの量水器点検業務における業務責任者を2年間以上経験している者</p> <p>(イ) 神奈川県企業庁を含む水道事業体の給水戸数5千戸以上の事務所または箱根水道センターにおいて、量水器点検業務の実務経験を3年間以上の経験がある者</p>	受注者 ※1	契約締結後
未納整理業務	<p>箱根水道センターに配置する収納員のうち1名は、未納水道料金の催告及び同収納業務並びに給水停止及び給水停止解除業務の実務経験を1年間以上有する者であること。</p>	受注者	契約締結後
検満・故障量水器取替業務	<p>箱根水道センター管内に事業所を設置し、県企業庁の指定給水工事事業者として指定を受けるとともに、事業所において、給水装置工事主任技術者を有する者であること。</p> <p>業務の実施にあたっては、給水装置工事主任技術者の資格を有する業務責任者を設置するとともに、業務従事者のうち、1人以上は、検満量水器の取替・取外、故障量水器の取替又は給水装置工事の実務経験を有する者であること。</p>	業務実施者 ※2	契約締結後
施設巡回・点検業務等の警備業法に該当する業務	<p>受注者は、委託業務開始までに警備業法の認定を受けること。</p>	受注者	契約締結後
土木施設(送配水施設)等に関する業務	<p>土木施設(送配水施設)等に関する業務は、第2章1-3に掲げる「工事等業務」及び「維持管理業務(土木施設(送配水施設)等に関するもの)」を指し、この業務に必要な要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>土木施設(送配水施設)等の工事等業務の実施にあたっては、神奈川県県営上水道条例第49条の3に規定する資格と同等以上の資格を有する者を箱根水道センターに配置すること。</p> <p>土木施設(送配水施設)等の維持管理業務の実施にあたっては、水道管路施設管理技士(2級以上)の資格を有し、送配水施設に関する実</p>	受注者	契約締結後

	務経験が5年以上ある者を箱根水道センターに配置すること。		
--	------------------------------	--	--

※1 SPC又はSPCを構成する事業者と雇用関係にあるSPCの従業員

※2 上記※1によらず、業務を実施する事業者と雇用関係にある従業員

業務区分	必要とする要件	要件を備える必要がある者	要件確認時期
電気及び機械施設に関する業務	<p>電気及び機械施設に関する業務は、第2章1-3に掲げる「水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務」、「自家用電気工作物保守業務」、「工事等業務（電気及び機械施設に関するもの）」及び「維持管理業務（電気及び機械施設に関するもの）」を指し、この業務に必要な要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は「みなし設置者」として、電気事業法第43条第1項に基づき、電気主任技術者（第3種以上）を受注者の業務従事者から2名以上選任し、箱根水道センターに配置すること。なお、このうち1名は、(2)アの業務責任者を兼ねることができる。</p> <p>(2) 電気及び機械施設に関する業務を監理・監督するため、業務責任者を箱根水道センターに配置すること。業務責任者の資格要件は以下のとおりとする。</p> <p>ア 「自家用電気工作物保守業務」、「工事等業務（電気及び機械施設に関するもの）」及び「維持管理業務（電気及び機械施設に関するもの）」の業務責任者は、電気主任技術者（第3種以上）の資格を有するものであること。</p> <p>イ 「水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務」の業務責任者は、水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有し、上水道の運転監視制御業務の実務経験が3年以上の者であること。</p> <p>なお、アとイの業務責任者は、兼ねることができる。</p> <p>(3) 電気及び機械施設に関する業務従事者のうち半数以上は、工業高校卒業（電気、機械）程度の知識を有する者、若しくは実務経験が3年以上の者であること。</p> <p>(4) 150MHz無線電話装置の運用・維持管理を行うため、第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を箱根水道センターに配置すること。また、この無線電話装置を使用する者は、第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有するものであること。</p>	受注者	契約締結後

給水装置業務	一般給水装置業務の実施にあたっては、給水装置工事主任技術者の資格を有すると共に、給水装置工事に関する実務経験を5年以上有する者を箱根水道センターに配置すること。	受注者	契約締結後
危機管理業務	<p>受注者は、企業庁災害対策計画に定める配備体制をとること。</p> <p>災害発生時等に交通機関が利用できない等の状況や、箱根地区特有の事象を考慮した上で、1時間以内に箱根水道センターに1名以上初動時の指揮命令が可能な者が参集できるように配置すること。</p> <p>さらに、2時間以内に箱根水道センターに2名以上、災害用指定配水池2箇所（強羅配水池及び高原配水池）に各1名以上の業務従事者が参集できるように配置すること。（運転監視業務及び営業時間外業務に従事しているものは参集者とはみなさない。）</p>	受注者	契約締結後

1人が複数の要件を満たしている場合、業務を兼務することができる。

3 第三者発注可能な業務

受注者は次表に掲げる業務については、企業庁が示す仕様に基づき第三者に発注して実施（再委託）することができる。なお、ここに掲げる業務以外の業務を第三者に発注しようとするときは、事前に県企業庁の承諾を受けること。いずれの場合であっても、受注者は、以下に掲げる事項に従うものとする。

ア 当該第三者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号、その後の改正を含む。）第2条第2号乃至第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

イ 当該第三者が、以下に定める届出の義務（当該第三者に適用されないものを除く。）のすべてを履行していること。

(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(i) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(v) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

ウ 計画的に発注を行うとともに、適切な工期その他の履行期間を設定するよう努めること。

エ 業務の実施にあたっては関係法令を遵守して、当該第三者等と十分な調整を図るとともに、当該第三者等は運営権者が自らの責任において適切に管理すること。

(1) 業務委託従事の証明

第三者に発注して業務を実施する場合、必要に応じて、添付資料2の「業務委託従事者証明書発行願（参考様式）」を参照の上、「業務委託従事者証明書」に、統括業務責任

者、業務責任者及び業務従事者の氏名等必要事項を記入の上、写真（縦2 cm×横2 cm）を貼付し、「業務委託従事者証明書発行願」を添えて発注者（平塚水道営業所長）に提出し、交付を受けなければならない。

（2）業務委託従事者証明書の取扱いに関する留意事項

業務委託従事者証明書については、業務を遂行している間は常に携行し、需要者や付近住民等から提示を求められた場合は、提示しなければならない。

業務委託従事者証明書は、取扱いを慎重にし、他人に貸与してはならない。

業務委託従事者証明書は、委託期間の満了その他の理由により、当該業務従事者が業務従事者としての身分を失ったときは、速やかに発注者（平塚水道営業所長）に返還しなければならない。

（3）第三者発注可能な業務一覧

管理業務

業務区分	第三者発注（再委託）可能な業務
庁舎管理業務	空調設備保守点検業務 消防・防災設備保守点検業務 庁舎自動扉開閉装置保守点検業務 駐車場装置保守業務 庁舎清掃等業務 一般廃棄物収集・運搬処理業務 産業廃棄物処理業務
固定資産管理補助業務	—
県企業庁から提供及び貸与される物品管理業務	—
広報公聴業務	—
県企業庁及び外部機関との連絡調整業務	—
研修業務	—
営業時間外業務	夜間等業務運営（上下水道料金支払いの受付を除く。）
その他管理業務	

運營業務

業務区分	第三者発注（再委託）可能な業務
受付業務	—
県企業庁収入金の徴収業務	—

共同住宅の水道料金に関する 手続き業務	—
量水器点検業務	—
未納整理業務	—
検満・故障量水器取替業務	検満量水器取替等業務

施設関連業務

業務区分	第三者発注（再委託）可能な業務
水量分析業務	
水源・浄水場・ポンプ所 ・配水池等の運転監視制御業務	—
水質検査業務	水質検査業務
自家用電気工作物保守業務	—
工事等業務	工事の施工 テレメータ設備点検業務 流量計点検整備業務 集中監視装置点検業務 水質計器点検業務 膜ろ過処理設備点検業務 絶縁用保護具等点検検査業務 水位計設備点検整備業務 非常用発電機点検業務 下湯配水池次亜注入設備点検整備業務 イタリー水源涵養林はい積及び販売業務 減圧弁等点検業務 定水位弁点検業務 電気防食装置点検業務 150MHz 線電話設備点検整備業務 緊急遮断弁点検業務 受配電設備点検業務 漏水対策業務 漏水調査業務 水道施設巡回点検等業務 配水池等状況把握調査業務 水圧等状況把握調査業務 水圧計点検業務 管網図修正業務 管網図作成業務 管内上湯配水池地下温度測定業務 管内上湯配水池地下温度挙動解析業務 配水池等耐震化業務に係る詳細設計業務 配水池等耐震化業務に係る工事業務
給水装置業務	給水装置撤去工事、促進工事、特別給水装置工事の 施工
維持管理業務	—

貯水槽水道に係る業務	貯水槽水道適正管理推進業務
調査、問合せ対応業務	—
お客さま対応業務	—
維持工事用（漏水修理）材料及び専用工具の管理	—

施設更新計画等原案作成提案業務

令和 11 年度～令和 15 年度以降の施設更新工事計画案作成業務	調査、計画、工事設計、工事費積算業務
令和 16 年度～令和 25 年度までの施設整備計画の原案作成補助業務	調査、計画、工事設計、工事費積算業務

危機管理業務

業務区分	外部発注（再委託）可能な業務
災害発生時の対応	—
災害対策訓練等	主要送配水管路点検調査業務

その他業務

業務区分	外部発注（再委託）可能な業務
立入検査対応	—
箱根温泉原水供給業務	—
箱根地区水道事業標準業務フローの修正	—

本事業に関する問合せ先

神奈川県企業庁企業局水道部浄水課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話：045-210-1111(代表) 内線 7260

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/div/3155/>